

医政発 0410 第 12 号  
平成 27 年 4 月 10 日

岩手県知事  
宮城県知事  
福島県知事  
茨城県知事  
殿

厚生労働省医政局長(公印省略)

地域医療再生基金(平成27年度予算東日本大震災復興特別会計)の活用について

国の平成27年度予算東日本大震災復興特別会計においては、東日本大震災により被災した岩手県、宮城県及び福島県(以下「被災3県」という。)並びに茨城県における医療の復興を支援するため、地域医療再生基金の不足分を補う地域医療再生臨時特例交付金を確保したところである。

被災3県並びに茨城県は、医療の復興計画等(茨城県については地域医療再生計画(追補版)。以下同じ。)を改訂し、この地域医療再生臨時特例交付金により、既存の地域医療再生基金の積み増しを行い、計画的に地域の医療提供体制の再構築を進めていただきたい。

については、平成27年度予算による地域医療再生基金の活用にあたっての留意事項を別添のとおりまとめたので、この留意事項を踏まえた医療の復興計画等の改訂案を作成の上、平成27年4月22日(水)までにご提出願いたい。

また、貴職におかれましても予算の早期執行に努められるよう重ねてお願いする。また、地域医療再生基金の運用等に当たっての疑義等が生じた場合には、随時、相談いただきたい。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう配慮願いたい。

平成27年度予算東日本大震災復興特別会計による  
地域医療再生基金の活用にあたっての留意事項

第1 趣旨

「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定。以下「基本方針」という。)に基づき、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県(以下「被災3県」という。)並びに茨城県における医療の復興を支援するため、これまで交付してきた地域医療再生臨時特例交付金(以下「交付金」という。)により設置された地域医療再生基金の不足分を補うことを目的として、平成27年度予算東日本大震災復興特別会計において交付金を確保したところである。

被災3県及び茨城県は、医療の復興計画等(茨城県については地域医療再生計画(追補版)。以下同じ。)を改訂し、この交付金により、既存の地域医療再生基金の積み増しを行い、計画的に地域の医療提供体制の再構築を進めるものとする。

第2 対象となる事業

今回の地域医療再生基金は、既存の医療の復興計画等に基づき実施している事業に対して追加支援を行うものであり、その対象は、平成26年6月25日付復興庁発出事務連絡「平成27年度地域医療再生基金事業の事業要望調査について」(以下「要望調査」という。)について、被災3県及び茨城県から回答のあった事業のうち、平成26年9月25日付厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室長発出事務連絡「地域医療再生基金(復興分)の要望内容の精査について」に基づく精査を経て、要望のあった事業(以下「追加支援対象の既存事業」という。)とする。

第3 医療の復興計画等の改訂

今回の地域医療再生基金の活用においては、新たに医療の復興計画等を策定するのではなく、医療の復興計画等を改訂(追加支援対象の既存事業を記載している箇所に、追加支援分を追記し、必要に応じて事業内容の説明文などを修正)することとする。

なお、これまで計画策定時や変更時、要望調査の回答などについて、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村、地域住民等の関係者の意見を踏まえて実施してきたものであることを踏まえ、地域の関係者に改訂内容を十分に説明する必要があることについて、留意されたい。

第4 医療の復興計画等の期間

被災3県における医療の復興計画の期間は、これまでどおり平成27年度末までとし、茨城県における地域医療再生計画(追補版)の期間は、これまでどおり平成25年度末までとするが、茨城県における地域医療再生計画(追補版)についても、追加支援対象の既存事業に限り、平成27年度末までを計画期間とする。

## 第5 経理の区分

今回の追加支援内容と追加支援対象の既存事業については、一体的に実施する性質のものであるが、地域医療再生基金の経理においては、これまでどおり、交付ごとに区分する必要があるため、今回の平成27年度交付分についても、別途区分して経理するとともに、追加支援対象の既存事業から優先して、基金から取り崩すものとする。

## 第6 交付基準額の決定及び交付決定の手続き

各県が作成した医療の復興計画等の改訂案の内容を踏まえて、復興庁と厚生労働省との協議を経て、復興庁において分配額を決定し、厚生労働省へ予算の移し替えを行う。

復興庁において決定された分配額を基に交付基準額を決定し、おって発出する交付要綱に基づき交付決定する。

## 第7 医療の復興計画等の変更

医療の復興計画等の変更については、これまでの「平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費による地域医療再生基金の活用に当たっての留意事項」第8の3による取扱いを基本とするが、今回の追加支援については、復興財源が限られている中で、要望調査の回答について精査を行い、必要不可欠なものと判断したうえで行うものであることを踏まえ、要望内容と執行内容の整合性を図る観点から、取扱いの一部を変更することとする。

具体的には、被災3県及び茨城県は、今回の追加支援内容及び追加支援対象の既存事業について、計画額を減額する変更（軽微な変更を含む。）を行う場合においては、その減額分を他事業に充当することはできないものとする。ただし、要望調査への回答（平成26年7月11日）以降に生じた状況変化によって、他事業に不足が生じた場合は、この限りでない。